

令和8年8月吉日

お客さま各位

あぶくま信用金庫

「各種預金規定」の改定について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応により、下記のとおり各種預金規定を改定いたします。

今後もお客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象預金規定

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・貯蓄預金規定（個人限定）
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・積立定期預金規定
- ・定期積金（スーパー積金）規定

※改定後の規定は、既にお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

2. 改定内容

- ・手形・小切手の最終振出期限の設定（最終振出日：令和8年9月30日）
- ・他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了
（受付終了日：令和8年9月30日）

詳細につきましては、別添の新旧対照表をご参照ください。

3. 改定日

令和8年10月1日（木）

以 上

新 旧 対 照 表

新	旧
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 (令和8年10月現在) 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 11. (略)	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 (令和4年5月現在) 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 11. (略)
貯蓄預金規定（個人限定） (令和8年10月現在) 貯蓄預金Ⅰ型（30万円型）規定 (略) 貯蓄預金Ⅱ型（10万円型）規定 (略) 貯蓄預金Ⅰ型（30万円型）・Ⅱ型（10万円型）共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 2. ～ 10. (略)	貯蓄預金規定（個人限定） (令和4年5月現在) 貯蓄預金Ⅰ型（30万円型）規定 (略) 貯蓄預金Ⅱ型（10万円型）規定 (略) 貯蓄預金Ⅰ型（30万円型）・Ⅱ型（10万円型）共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 2. ～ 10. (略)
通知預金規定 (令和8年10月現在) 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 3. ～ 8. (略)	通知預金規定 (令和2年4月現在) 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u> (2) (略) 3. ～ 8. (略)

新 旧 対 照 表

定期預金共通規定 <u>(令和8年10月現在)</u> 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 2. ～10. (略)	定期預金共通規定 <u>(令和2年4月現在)</u> 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (追 加) (2) (略) 2. ～10. (略)
積立定期預金規定 <u>(令和8年10月現在)</u> 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～14. (略)	積立定期預金規定 <u>(令和2年4月現在)</u> 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追 加)</u> (2) (略) 3. ～14. (略)
定期積金（スーパー積金）規定 <u>(令和8年10月現在)</u> 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 3. ～19. (略)	定期積金（スーパー積金）規定 <u>(令和2年4月現在)</u> 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払入日とします。 <u>(追 加)</u> (2) (略) 3. ～19. (略)

(注) アンダーラインの部分が変更箇所です。